

# 確定申告書の作成指導します

2月4日～6日 市役所で

市民税課 (☎235・8594)

市では、年金受給者または給与所得者で還付申告者(医療費・住宅借入金等特

## 住宅ローンの市・県民税控除 申告受付・相談を実施

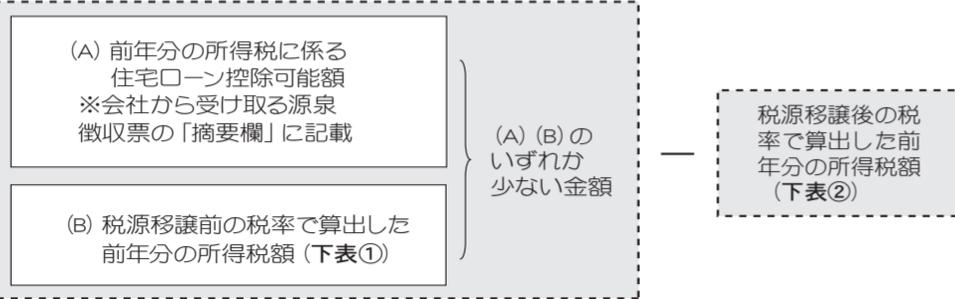
今年度から、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が、所得税だけではなく、市・県民税からも控除

これに伴い、市では、次のとおり申告受付・相談を行います。

▽日時 2月7日(日)・8日(月) 8時30分～11時、13時～16時30分 ※混雑時は時間変更・入場制限あり  
▽会場 市役所401会議室  
▽対象 平成11年～18年に入居し、次の①または②に該当する方 ①税源移譲で所得税額が減り、住宅ローン控除可能額が所得税額より多くなったため、控除しきれなくなった方 ②税源移譲前でも、住宅ローン控除可能額が所得税額より多いため控除しきれず、税源移譲によって控除しきれない額がさらに多くなった方

- 【表2】市・県民税の住宅ローン控除申告に持参するもの
- ①源泉徴収票(年末調整されたもの)
  - ②印鑑
  - ③その他追加控除(医療費・社会保険料等)がある場合  
控除証明書または領収書
- ※所得税の確定申告をする方は、市・県民税の住宅ローン控除申告書を確定申告書に添付し、税務署へ提出してください

【表3】市・県民税から控除される住宅ローン控除額の計算方法(給与収入のみで年末調整済みの場合)



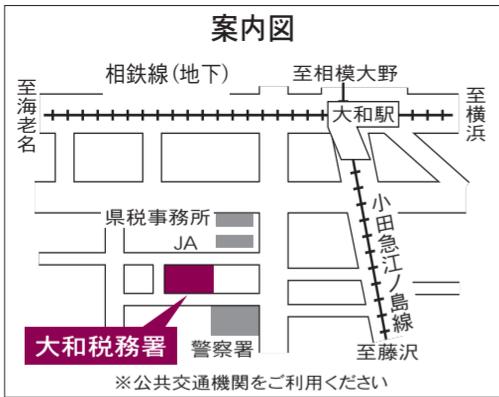
①税源移譲前の所得税額

課税所得金額(*)	所得税額
330万円以下	[(*)×10%]
330万円超 900万円以下	[(*)×20%] - 330,000円
900万円超 1800万円以下	[(*)×30%] - 1,230,000円
1800万円超	[(*)×37%] - 2,490,000円

②税源移譲後の所得税額

課税所得金額(*)	所得税額
195万円以下	[(*)×5%]
195万円超 330万円以下	[(*)×10%] - 97,500円
330万円超 695万円以下	[(*)×20%] - 427,500円
695万円超 900万円以下	[(*)×23%] - 636,000円
900万円超 1800万円以下	[(*)×33%] - 1,536,000円
1800万円超	[(*)×40%] - 2,796,000円

(\*)=源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除の合計金額」を差し引いた額



大和税務署個人課税第一部門 (☎262・9240)

- ▽控除額10年目までは残高の0.6%、11～15年目は0.4%。
- ▽住宅借入金等の年末残高上限額1250万円
- ▽控除額10年目までは残高の1%、11～15年目は残高の0.5%
- ▽15年適用の場合
- ▽住宅借入金等の年末残高上限額1250万円
- ▽控除額10年目までは残高の1%、11～15年目は残高の0.5%
- ▽10年適用の場合
- ▽住宅借入金等の年末残高上限額1250万円

大和税務署では、今月から給与所得者や年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受け取る方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方などを対象に、還付申告を受け付けています。2月18日からの確定申告期間中は大変混雑しますので、お早めにご来庁ください。

①医療費控除  
本人または家族の病気治療や、出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得が200万円未満の場合は所得の5%)を超えたときは、その超えた額が医療費控除額となります(限度額200万円)。これを諸控除(扶養控除など)に加算して、所得税額を算出し、年末調整等された所得税額との差額がある場合は、還付されます。

②住宅借入金等特別控除  
住宅ローンなどを利用した住宅の購入や、増改築などをした場合で、一定の要件を満たしたときは、住宅借入金等の年末残高に達したときは、所得税額から控除されます。控除の適用期間は、平成18年入居の方は10年間ですが、昨年入居の方は、10年または15年を選択できます(上記参照)。

③10年適用の場合  
▽住宅借入金等の年末残高上限額1250万円

④15年適用の場合  
▽住宅借入金等の年末残高上限額1250万円

## 所得税の還付申告

大和税務署で受付中

### 所得税 消費税 贈与税

申告書提出は  
大和税務署へ

#### ①申告期間

【所得税】2月18日(日)～3月17日(日)  
【消費税(個人事業者)】3月31日(日)まで

#### ②申告用紙

申告の用紙は税務署にあります。なお所得税関係の用紙は、1月下旬から市民税課窓口でも入手可能です。

#### ③提出方法

申告書などの提出は、直接または郵送で大和税務署(〒242-8567 大和市中5-14-22)へ。

※閉署日と、時間外に提出する場合は、税務署入口に設置の「時間外文書受付箱」に投函してください。

市役所への郵送による提出や、申告期間以外の提出はできませんのでご注意ください。

◆大和税務署では、2月24日～3月2日(日)に、申告相談と申告書の受付を行います(両日とも、電話による相談は行いません)。

申告書作成に  
国税庁HPを活用

税務署では、納税者本人が確定申告書を作成(作成)する「自書申告」を推進しています。申告の方法などを分かりやすく説明した冊子「確定申告書の手引き」を配布していますので、ご利用ください。

また、国税庁ホームページ内の「所得税の確定申告書作成コーナー」では、申告書の作成(検算も)ができます。また、プリントアウトした申告書はそのまま提出できます。詳しくは、同ホームページ(HP <http://www.nta.go.jp>)を参照してください。

### e-Taxで便利に申告

e-Tax(国税電子申告・納税システム)では、今まで書面で行っていた申告・届出を、インターネットを通して行うことができます。このシステムを利用して確定申告を行うと、次のようなメリットがあります。

- ①平成19年または20年のうちいずれか1回、所得税額を控除(5000円を限度)
- ②源泉徴収票など添付書類の提出が不要
- ③還付金がある場合、給付の時期が早まる。

詳しくは税務署へお問い合わせください。

## 市民活動の支援に関する検討委員会 市民委員を募集します

市では、自主的・公的公益的な市民活動を支援していくため、「海老名市市民活動の支援に関する検討委員会」を設置します。これに向け、同委員会の市民委員を募集します。

この委員会は、市民・学識経験者・市民活動団体などの代表者で構成するもので、月1回程度の会議を開催し、市民活動の支援に関する研究・検討および、報告書の提出を行います。

▽資格 市内在住・在勤・在学中、市民活動の支援に関心がある方 ※公務員等公職

▽募集人数 若干名

▽任期 委員日から報告書提出まで

▽選考 選考委員が総合的に判断し、結果は2月中旬に応募者全員へ通知

▽報酬 なし。

甲 2月1日(日)までに、任意の書式で「私の考える公益的な市民活動支援について」をテーマとしたレポート(400字程度)と住所・氏名・年齢・職業を明記し、直接または郵送・ファクス・メールで〒243-0492市民協働課へ。

乙 同課(☎235・4794、☎231・2670)。